



# 宮 崎 県 公 報

令 和 6 年 3 月 18 日 (月 曜 日) 第 492 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

告 示	頁	
○宮崎県公報発行規程の一部を改正する告示…………… (総務課) 1		○職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 5
○指定障害児通所支援事業者の指定 (5 件) …… (障がい福祉課) 1		○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 5
○宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱の一部を改正する告示…………… (循環社会推進課) 3		<b>公安委員会規則</b>
<b>人事委員会規則</b>		○宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則…………… 6
○職員の級別基準職務を定める規則の一部を改正する規則…………… 4		<b>選挙管理委員会告示</b>
		○令和5年4月9日執行宮崎県議会議員選挙に係る候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨…………… 9

## 告 示

宮崎県公報発行規程の一部を改正する告示をここに公表する。  
令和6年3月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県告示第 158号

#### 宮崎県公報発行規程の一部を改正する告示

宮崎県公報発行規程 (平成8年宮崎県告示第1076号) の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(購読料) 第15条 公報の購読料は、1部につき年間44,400円とする。ただし、申込書により1年未満の期間の購読を申し込んだ者の購読料は、44,400円を12で除して得た額に申込書に記入した購読申込月数を乗じて得た額とする。 2 [略] (有償購読の中止) 第17条 [略] 2 [略] 3 前項の規定による還付の額は、44,400円を12で除して得た額に購読した月数を乗じて得た額を44,400円から減じた額とする。 様式第2号 (第14条関係) [略] 注 1 購読料は、1年度分1部につき44,400円 (送料込み) です。 2・3 [略]	(購読料) 第15条 公報の購読料は、1部につき年間64,800円とする。ただし、申込書により1年未満の期間の購読を申し込んだ者の購読料は、64,800円を12で除して得た額に申込書に記入した購読申込月数を乗じて得た額とする。 2 [略] (有償購読の中止) 第17条 [略] 2 [略] 3 前項の規定による還付の額は、64,800円を12で除して得た額に購読した月数を乗じて得た額を64,800円から減じた額とする。 様式第2号 (第14条関係) [略] 注 1 購読料は、1年度分1部につき64,800円 (送料込み) です。 2・3 [略]

#### 附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

### 宮崎県告示第 159号

児童福祉法 (昭和22年法律第 164号) 第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

令和6年3月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4552000400	ひなたかれっじ川南	児湯郡川南町川南23620-2	株式会社ウィズワン	宮崎市千草町11-15野崎ビル1階	令和6年3月1日	放課後等デイサービス

宮崎県告示第 160号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

令和6年3月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550200887	スペシャルニーズ タイニートツ・モジラ	都城市広原町21-6	社会福祉法人スマイリングパーク	都城市牟田町26街区16号	令和6年1月1日	児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援

宮崎県告示第 161号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

令和6年3月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550200812	遊ことば	都城市上東町19街区19号	アンドハナ合同会社	都城市妻ヶ丘町7街区1号	令和6年1月4日	児童発達支援、放課後等デイサービス

宮崎県告示第 162号

児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

令和6年3月18日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
450200895	すくすくランドアソカ	都城市年見町23-4	学校法人アソカ学園	都城市年見町23-4	令和6年4月1日	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援（多機能型）

宮崎県告示第 163号

児童福祉法(昭和22年法律第 164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

令和6年3月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550400180	多機能型事業所ひなたかれっじ日南	日南市岩崎2丁目10-3-1	株式会社TT	広島県広島市南区宇品西6丁目1番28号	令和6年3月4日	児童発達支援、放課後等デイサービス(多機能型)

宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

令和6年3月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県告示第 164号

##### 宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱の一部を改正する告示

宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱(平成4年宮崎県告示第1083号の2)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(県外産業廃棄物の県内搬入処理に係る届出)	(県外産業廃棄物の県内搬入処理に係る届出)
第6条の2 [略]	第6条の2 [略]
2 搬入届出書には、別表第4号及び第5号に掲げる書類並びに次条第2項に規定する承認通知書の写し(前年度に前項の規定により搬入届出書を提出した場合においては、 <u>第14条第2項の規定により保健所の長が受付印を押した搬入届出書(以下「受付済み搬入届出書」という。)</u> の写し)を添付するものとする。	2 搬入届出書には、別表第4号及び第5号に掲げる書類並びに次条第2項に規定する承認通知書の写し(前年度に前項の規定により搬入届出書を提出した場合においては、 <u>当該搬入届出書の写し</u> )を添付するものとする。
3 [略]	3 [略]
4 次条第4項及び第5項並びに第9条から第13条までの規定は、第1項の規定による届出について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	4 次条第4項及び第5項並びに第9条から第13条までの規定は、第1項の規定による届出について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
[略]	[略]
第7条第5項	第7条第5項
承認通知書	承認通知書の交付を受
受付済み搬入届出書	搬入届出書を提出した
[略]	[略]
第10条第1項	第10条第1項
[略]	[略]
承認通知書	承認通知書
受付済み搬入届出書	搬入届出書
[略]	[略]
第10条第4項	第10条第4項
[略]	[略]
承認通知書	承認通知書
受付済み搬入届出書	搬入届出書の写し
[略]	[略]
第11条第1項	第11条第1項
[略]	[略]
承認通知書	承認通知書
受付済み搬入届出書	搬入届出書
第11条第2項	第11条第2項
承認通知書	承認通知書
承認された	承認された
届け出た	届出のあった
[略]	[略]
(事前協議内容の変更)	(事前協議内容の変更)
第9条 [略]	第9条 [略]
2 承認事業者は、次に掲げる事項を変更したときは、当該変更の日から起算して10日以内に、県外産業廃棄物搬入事前協議(届出)事項変更届(別記様式第5号)により知事に届け出なければな	2 承認事業者は、次に掲げる事項を変更したときは、当該変更の日から起算して10日以内に、県外産業廃棄物搬入事前協議(届出)事項変更届(別記様式第5号)により知事に届け出なければな

<p>らない。</p> <p>(1) 承認事業者の氏名又は住所(法人にあっては名称又は所在地)</p> <p>(2) [略]</p> <p>(書類の経由等)</p> <p>第14条 第6条第3項(第9条第1項において準用する場合を含む。)、第6条の2第1項、第9条第2項及び第12条(第6条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1通副本2通とし、県外産業廃棄物を搬入しようとする宮崎県内の処理施設の所在地を管轄する保健所(以下「保健所」という。以下同じ。)の長を経由するものとする。</p> <p>2 保健所の長は、前項の規定により書類が提出された場合には、これに受付印を押し、うち1通を当該書類の提出者に返却するものとする。</p>	<p>らない。</p> <p>(1) 承認事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) [略]</p> <p>(書類の経由等)</p> <p>第14条 第6条第3項(第9条第1項において準用する場合を含む。)の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1通副本1通とし、県外産業廃棄物を搬入しようとする宮崎県内の処理施設の所在地を管轄する保健所の長を経由するものとする。</p> <p>2 第6条の2第1項並びに第9条第2項及び第12条(これらの規定を第6条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1通とする。</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱第14条第2項の規定により返却されている保健所の長が受付印を押し、うち1通を当該書類の提出者に返却するものは、この告示による改正後の宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱第6条の2第1項に規定する県外産業廃棄物搬入届出書の写しとみなす。

人事委員会規則

職員の級別基準職務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月18日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第3号

職員の級別基準職務を定める規則の一部を改正する規則

職員の級別基準職務を定める規則(平成28年宮崎県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																				
<p>別表第4 行政職給料表級別基準職務表(警察)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>職務の級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td> <u>1 警察本部の課長、交通管制官、統括官、監査官、場長又は所長の職務</u>  <u>2 困難な業務を行う警察本部の上席師範の職務</u>  <u>3 特に困難な業務を行う警察本部の管理官の職務</u> </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	職務の級	基準となる職務	[略]		6級	<u>1 警察本部の課長、交通管制官、統括官、監査官、場長又は所長の職務</u> <u>2 困難な業務を行う警察本部の上席師範の職務</u> <u>3 特に困難な業務を行う警察本部の管理官の職務</u>	[略]		<p>別表第4 行政職給料表級別基準職務表(警察)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>職務の級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6級</td> <td>警察本部の課長、交通管制官、統括官、場長又は所長の職務</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	職務の級	基準となる職務	[略]		6級	警察本部の課長、交通管制官、統括官、場長又は所長の職務	[略]					
職務の級	基準となる職務																				
[略]																					
6級	<u>1 警察本部の課長、交通管制官、統括官、監査官、場長又は所長の職務</u> <u>2 困難な業務を行う警察本部の上席師範の職務</u> <u>3 特に困難な業務を行う警察本部の管理官の職務</u>																				
[略]																					
職務の級	基準となる職務																				
[略]																					
6級	警察本部の課長、交通管制官、統括官、場長又は所長の職務																				
[略]																					
<p>別表第5 公安職給料表級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>職務の級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8級</td> <td> <u>1 首席監察官の職務</u>  <u>2 特に困難な業務を行う警察本部の隊長の職務</u>  <u>3 警察本部の校長の職務</u> </td> </tr> <tr> <td>9級</td> <td> <u>1 困難な業務を行う首席監察官の職務</u>  <u>2 困難な業務を行う警察本部の校長の職務</u> </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	職務の級	基準となる職務	[略]		8級	<u>1 首席監察官の職務</u> <u>2 特に困難な業務を行う警察本部の隊長の職務</u> <u>3 警察本部の校長の職務</u>	9級	<u>1 困難な業務を行う首席監察官の職務</u> <u>2 困難な業務を行う警察本部の校長の職務</u>	[略]		<p>別表第5 公安職給料表級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>職務の級</th> <th>基準となる職務</th> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8級</td> <td> <u>1 サイバー戦略局長の職務</u>  <u>2 首席監察官の職務</u>  <u>3 特に困難な業務を行う警察本部の隊長の職務</u>  <u>4 警察本部の校長の職務</u> </td> </tr> <tr> <td>9級</td> <td> <u>1 困難な業務を行うサイバー戦略局長の職務</u>  <u>2 困難な業務を行う首席監察官の職務</u>  <u>3 困難な業務を行う警察本部の校長の職務</u> </td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	職務の級	基準となる職務	[略]		8級	<u>1 サイバー戦略局長の職務</u> <u>2 首席監察官の職務</u> <u>3 特に困難な業務を行う警察本部の隊長の職務</u> <u>4 警察本部の校長の職務</u>	9級	<u>1 困難な業務を行うサイバー戦略局長の職務</u> <u>2 困難な業務を行う首席監察官の職務</u> <u>3 困難な業務を行う警察本部の校長の職務</u>	[略]	
職務の級	基準となる職務																				
[略]																					
8級	<u>1 首席監察官の職務</u> <u>2 特に困難な業務を行う警察本部の隊長の職務</u> <u>3 警察本部の校長の職務</u>																				
9級	<u>1 困難な業務を行う首席監察官の職務</u> <u>2 困難な業務を行う警察本部の校長の職務</u>																				
[略]																					
職務の級	基準となる職務																				
[略]																					
8級	<u>1 サイバー戦略局長の職務</u> <u>2 首席監察官の職務</u> <u>3 特に困難な業務を行う警察本部の隊長の職務</u> <u>4 警察本部の校長の職務</u>																				
9級	<u>1 困難な業務を行うサイバー戦略局長の職務</u> <u>2 困難な業務を行う首席監察官の職務</u> <u>3 困難な業務を行う警察本部の校長の職務</u>																				
[略]																					

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月18日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

## 宮崎県人事委員会規則第4号

## 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の管理職手当に関する規則（昭和30年宮崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後					
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）					
組織	職		種別	区分	組織	職		種別	区分
[略]					[略]				
公安委 員会	警察本部	部長	[略]	[略]	公安委 員会	警察本部	部長	[略]	[略]
		[略]					サイバー戦略局長		
[略]					[略]				

第2条 職員の管理職手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後					
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）					
組織	職		種別	区分	組織	職		種別	区分
[略]					[略]				
公安委 員会	警察本部	[略]	[略]	[略]	公安委 員会	警察本部	[略]	[略]	[略]
		[略]					統括官		
[略]					[略]				

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月18日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

## 宮崎県人事委員会規則第5号

## 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後					
別表第1（第5条の3関係）				別表第1（第5条の3関係）					
組織 区分	給料 表	職		加算割合	組織 区分	給料 表	職		加算割合
[略]					[略]				
警察 本部	[略]		[略]	[略]	警察 本部	[略]		[略]	[略]
	公安 職	本部				部長、首席監察官、参 事官、課（隊、所）長 、監察官、留置管理官 、少年対策官、暴力団 対策官、統括官			
[略]					[略]				

[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

第 2 条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第 1（第 5 条の 3 関係）					別表第 1（第 5 条の 3 関係）				
組織 区分	給料 表	職		加算割合	組織 区分	給料 表	職		加算割合
[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]		[略]
警察 本部	行政 職	本部	参事官、課長、所長、 交通管制官、統括官、 監査官	[略]	警察 本部	行政 職	本部	参事官、課長、所長、 交通管制官、統括官	[略]
			[略]					[略]	
		[略]					[略]		
		[略]					[略]		
[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]		[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

**公安委員会規則**

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 18 日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

宮崎県公安委員会規則第 2 号

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の組織に関する規則（昭和 56 年宮崎県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(警務部の分課)	(警務部の分課)
第 2 条 警務部に次の 10 課を置く。	第 2 条 警務部に、次の 9 課を置く。
[略]	[略]
監察課	監察課
人財育成課	
[略]	[略]
(会計課)	(会計課)
第 4 条 会計課においては、次の事務をつかさどる。	第 4 条 会計課においては、次の事務をつかさどる。
(1)～(6) [略]	(1)～(6) [略]
2 [略]	2 [略]
3 監査室においては、会計監査に関する事務（監査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	3 監査室においては、会計監査に関する事務をつかさどる。
4・5 [略]	4・5 [略]
(警務課)	(警務課)
第 6 条 警務課においては、次の事務をつかさどる。	第 6 条 警務課においては、次の事務をつかさどる。
(1)～(9) [略]	(1)～(9) [略]
	(10) 警察教養に関すること。
	(11) 人財の育成に関する企画、指導及び調整に関すること。
	(12) 術科の指導訓練に関すること。
(10)・(11) [略]	(13)・(14) [略]

(人財育成課)

第8条 人財育成課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 警察教養に関すること。
- (2) 人財の育成に関する企画、指導及び調整に関すること。
- (3) 術科の指導訓練に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本部長及び警務部長の命ずる事務に関すること。

2 人財育成課に術科指導室を置く。

3 術科指導室においては、術科の指導訓練に関する事務をつかさどる。

4 術科指導室に術科指導室長を置き、警視、警部又は技術職員をもって充てる。

5 術科指導室長は、上司の命を受け、術科指導室の事務を掌理する。

(生活安全部の分課)

第10条 生活安全部に次の6課を置く。

[略]

生活環境課

サイバー犯罪対策課

(サイバー犯罪対策課)

第13条の2 サイバー犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) サイバー犯罪に関すること。
- (2) 不正指令電磁的記録に関する犯罪の取締りに関すること。
- (3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)の施行に関すること。
- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)の施行に関すること(生活環境課の所掌に属するものを除く。)
- (5) サイバーセキュリティの推進に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本部長及び生活安全部長の命ずる事務に関すること。

2 サイバー犯罪対策課にサイバー犯罪捜査支援室を置く。

3 サイバー犯罪捜査支援室においては、サイバー犯罪捜査支援に関する事務をつかさどる。

4 サイバー犯罪捜査支援室にサイバー犯罪捜査支援室長を置き、警視又は警部をもって充てる。

5 サイバー犯罪捜査支援室長は、上司の命を受け、サイバー犯罪捜査支援室の事務を掌理する。

2 警務課に人財育成・術科指導室を置く。

3 人財育成・術科指導室においては、人財の育成及び術科の指導訓練に関する事務をつかさどる。

4 人財育成・術科指導室に人財育成・術科指導室長を置き、警視、警部又は技術職員をもって充てる。

5 人財育成・術科指導室長は、上司の命を受け、人財育成・術科指導室の事務を掌理する。

第8条 削除

(生活安全部の分課)

第10条 生活安全部に、サイバー戦略局を置くもののほか、次の5課を置く。

[略]

生活環境課

2 サイバー戦略局に、次の2課を置く。

サイバー企画課

サイバー捜査課

(サイバー企画課)

第13条の2 サイバー企画課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) サイバー事案に係る警察運営の企画及び調整に関すること。
- (2) サイバー事案の防止対策に関すること。
- (3) 局内各課の連絡調整に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本部長及び生活安全部長の命ずる事務に関すること。

(サイバー捜査課)

第13条の3 サイバー捜査課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) サイバー事案に係る犯罪の捜査に関すること。

(刑事部の分課)  
 第14条 刑事部に次の5課及び科学捜査研究所を置く。  
 [略]  
 (交通部の分課)  
 第19条 交通部に次の4課並びに交通機動隊及び高速道路交通警察隊を置く。  
 [略]  
 (警備部の分課)  
 第26条 警備部に次の3課及び機動隊を置く。  
 [略]  
 (警備第二課)  
 第28条 警備第二課においては、次の事務をつかさどる。  
 (1)～(10) [略]  
 2 警備第二課に警備対策室を置く。  
 3 警備対策室においては、緊急事態、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に関する事務をつかさどる。  
 4 警備対策室に警備対策室長を置き、警視又は警部をもって充てる。  
 5 警備対策室長は、上司の命を受け、警備対策室の事務を掌理する。  
  
 6～9 [略]  
 (首席監察官)  
 第30条の2 [略]  
 2・3 [略]  
  
(監査官)  
 第32条の2 警務部に監査官を置く。  
 2 監査官は、警察行政職員をもって充てる。  
 3 監査官は、上司の命を受け、会計、給与及び厚生に関する事務をつかさどる。  
 (管理官、理事官、副所長、副隊長及び課長補佐等)  
 第36条 [略]  
 2～5 [略]  
 6 人財育成課に師範を置き、技術職員をもって充てる。  
 7 [略]  
 別表(第37条関係)

職	職制又は職制上の職
警察行政職員又は技術職員	参事官、課長、 <u>監査官</u> 、情報管理統括官、交通管制官、統括官、科学捜査研究所長、

(2) 犯罪捜査における電磁的記録の解析及び技術支援に関すること。  
 (3) 前各号に掲げるもののほか、本部長及び生活安全部長の命ずる事務に関すること。  
 (刑事部の分課)  
 第14条 刑事部に、次の5課及び科学捜査研究所を置く。  
 [略]  
 (交通部の分課)  
 第19条 交通部に、次の4課並びに交通機動隊及び高速道路交通警察隊を置く。  
 [略]  
 (警備部の分課)  
 第26条 警備部に、次の3課及び機動隊を置く。  
 [略]  
 (警備第二課)  
 第28条 警備第二課においては、次の事務をつかさどる。  
 (1)～(10) [略]  
 2 警備第二課に災害・警備対策室を置く。  
 3 災害・警備対策室においては、災害警備、緊急事態、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に関する事務をつかさどる。  
 4 災害・警備対策室に災害・警備対策室長を置き、警視又は警部をもって充てる。  
 5 災害・警備対策室長は、上司の命を受け、災害・警備対策室の事務を掌理する。  
 6 警備第二課に警衛警護室を置く。  
 7 警衛警護室においては、警衛及び警護に関する事務をつかさどる。  
 8 警衛警護室に警衛警護室長を置き、警視又は警部をもって充てる。  
 9 警衛警護室長は、上司の命を受け、警衛警護室の事務を掌理する。  
 10～13 [略]  
 (首席監察官)  
 第30条の2 [略]  
 2・3 [略]  
(サイバー戦略局長)  
 第30条の3 生活安全部にサイバー戦略局長を置く。  
 2 サイバー戦略局長は、警視をもって充てる。  
 3 サイバー戦略局長は、本部長の命を受け、サイバー戦略局の所掌事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。  
  
 (管理官、理事官、副所長、副隊長及び課長補佐等)  
 第36条 [略]  
 2～5 [略]  
 6 警務課に師範を置き、技術職員をもって充てる。  
 7 [略]  
 別表(第37条関係)

職	職制又は職制上の職
警察行政職員又は技術職員	参事官、課長、情報管理統括官、交通管制官、統括官、科学捜査研究所長、自動車運



自動車運転免許試験場長、上席師範、管理官、室長、理事官、副所長、調査官、指導官、鑑定官、課長補佐、師範、所長補佐、隊長補佐、校長補佐、係長、主任、主事、技師

転免許試験場長、上席師範、管理官、室長、理事官、副所長、調査官、指導官、鑑定官、課長補佐、師範、所長補佐、隊長補佐、校長補佐、係長、主任、主事、技師

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条第 3 項、第 32 条の 2 及び別表の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

**選挙管理委員会告示****宮崎県選挙管理委員会告示第 5 号**

令和 5 年 4 月 9 日執行の宮崎県議会議員選挙に係る候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 192 条第 1 項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 18 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

--	--